



中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略 取組目標に係る検討状況(再生利用関係)

2024年4月23日

環境省環境再生・資源循環局

6. 再生利用の推進

(3) 取組目標

一般の建設発生土、災害廃棄物、福島県内の公共工事における建設副産物、災害廃棄物から再生された資材を再生利用する際の既存の指針等は存在するが、除去土壌等を対象とした再生利用の考え方は明確にされていない。

そのため、本戦略では、再生利用の基本的考え方を明確化するとともに、分級処理後の再生資材を主な対象に、再生利用に係る知見や実績を蓄積し、社会的受容性を段階的に向上させることを目的とした実証事業やモデル事業を実施する。再生資材の利用を円滑に進めるため、既存の公共事業等に係る環境関連法令等も含め、現場での再生資材の利用や管理の際の留意点を整理した「福島県内における除染等の措置に伴い生じた土壌の再生利用の手引き(案)」(以下、「再生利用の手引き(案)」という。)を作成することとした。

戦略目標として、放射線影響に関する安全性の確保を大前提として、地域住民等のステークホルダーや幅広い国民の理解の下、可能な限り早期に、実用途における再生利用を本格化させる。

(4) 目標達成に向けた具体的な取組 (中略)

平成31年度(2019年度)以降は、戦略目標として、以下の取組を実施する。

除去土壌の再生利用に関する制度的検討を進めつつ、実証試験、モデル事業等を踏まえ、再生利用の手引き(案)を充実化する(平成31年度(2019年度)～)。

再生資材の利用側である関係府省庁、企業等と連携し、利用先の創出・マッチング、社会的受容性の確保方策、社会的・経済的インセンティブ等を含む再生利用の促進方策、実施方針等の検討、取りまとめ、再生利用の実績を踏まえた方策の見直し等を行う(平成28年度(2016年度)～)。

安全な再生利用の実事例を示すことで本格化に向けた展開を図るため、社会的受容性を向上させることを目的としてモデル事業を実施するとともに、安全性の確保を大前提として、再生利用先の見通しが付いた段階で可能な限り早期に順次再生利用を開始し、改めて実用途における再生利用の本格化を推進する(平成31年度(2019年度)～)

➤ 除去土壌の再生利用に係る制度的検討及び再生利用の手引き(案)の充実化

- ⇒ 令和4年(2022年)8月から「中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用方策検討ワーキンググループ(再生利用WG)」を開催し、福島県内での実証事業の成果等を踏まえ、再生利用基準省令及び技術ガイドライン(手引き)の策定に向けて検討中。
令和6年度(2024年度)内のこれらの策定に向け検討を進める。

➤ 除去土壌の利用側である関係府省庁、企業等と連携した社会的受容性の確保方策、実施方針等の検討、取りまとめ等

- ⇒ 「『第2期復興・創生期間』以降における東日本大震災からの復興の基本方針」の見直しにおいて、再生利用先の創出等については、関係省庁等の連携強化等により、政府一体となった体制整備に向けた取組を進めるなどの方針が閣議決定。
社会的受容性の確保方策については、令和6年(2024年)1月から「中間貯蔵施設における除去土壌等の再生利用及び最終処分に係る地域の社会的受容性の確保方策等検討ワーキンググループ(地域WG)」を開催し、再生利用に係る地域社会における社会的受容性の向上のための地域とのコミュニケーションや地域共生のあり方等について検討中。

- 社会的受容性を向上させることを目的としたモデル事業の実施及び実用途における再生利用の本格化の推進
 - ⇒ 再生利用先の見通しがついた段階で可能な限り早期に順次再生利用を開始できるよう、再生利用の前提となる基準省令等を検討中。
福島県内での実証事業の成果を踏まえ、再生利用の安全性等について多くの方にご覧いただくことで、更なる理解醸成を図ること等を目的とし、福島県外で実証事業を計画。令和4年(2022年)12月に住民説明会を実施し、これまで地域住民の皆様から、安全性や管理方法等に関する様々な御意見・御懸念をいただいたところ。当該御意見等に対し、より分かりやすい説明を行うために、IAEAから助言等も踏まえ再生利用基準省令等の策定に向けた検討を進めることとしている。これらの状況を踏まえ、今後の進め方については検討中。